

～見舞金の対象・対象外となる交通事故～

日本国内での交通機関の交通による人身事故が対象となります。

- ・自動車、バイク、自転車等の道路上での事故
- ・電車、モノレール等の運行による事故
- ・船舶、飛行機の航行における事故
- ・身体障がい者用車いすの道路上における事故（身体の障がいにより、歩行が困難な者が移動のために使用している場合に限る）

下記のような場所は対象外となりますので、ご注意ください。

- ・無免許運転や飲酒運転など会員の違法行為が原因による事故
- ・自殺および会員の故意または重大な過失による事故
- ・地震、洪水等の天災による事故
- ・駐車場、車庫等道路上と認められないところでの事故
- ・交通機関に乗車中でも人や物によって生じた事故
- ・歩行中の転倒や歩行者同士の事故（自転車等を押して歩いているときは、歩行者とみなします。）
- ・交通機関への乗降時の事故
- ・事故のショック等による心因性の精神疾患

その他対象外となる場合がありますので、詳しくは市民生活安全課までお問い合わせください。